

# 単体ベース 貸出金

## 科目別貸出金残高

(単位:億円)

(1)期末残高	種 類	平成22年9月末		平成23年9月末	
		国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
	手形貸付	1,436	1,436	1,472	1,472
	証書貸付	16,493	16,480	17,283	17,257
	当座貸越	2,696	2,696	2,707	2,707
	割引手形	121	121	118	118
	合計	20,748	20,735	21,581	21,556

  

(2)平均残高	種 類	平成22年9月期		平成23年9月期	
		国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
	手形貸付	1,435	1,435	1,447	1,447
	証書貸付	16,503	16,490	17,041	17,016
	当座貸越	2,633	2,633	2,704	2,704
	割引手形	140	140	128	128
	合計	20,712	20,699	21,321	21,296

(注)国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

## 貸出金業種別内訳

(単位:億円)

業種別	平成22年9月末		平成23年9月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分	20,748	100.00%	21,581	100.00%
(除く特別国際金融取引勘定)				
製造業	1,553	7.49	1,645	7.62
農業・林業	396	1.91	415	1.92
漁業	81	0.39	89	0.42
鉱業・採石業・砂利採取業	28	0.14	24	0.11
建設業	661	3.19	665	3.08
電気・ガス・熱供給・水道業	215	1.04	354	1.64
情報通信業	195	0.94	253	1.18
運輸業・郵便業	409	1.97	527	2.44
卸売業・小売業	2,743	13.23	2,858	13.24
金融業・保険業	468	2.26	508	2.36
不動産業・物品賃貸業	2,081	10.03	2,087	9.67
各種サービス業	3,225	15.54	3,383	15.68
地方公共団体	3,481	16.78	3,498	16.21
その他	5,206	25.09	5,268	24.43
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
商工業	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	20,748	/	21,581	/

## 単体ベース 貸出金

### 中小企業等向け貸出金残高

(単位:億円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
貸出金	13,984	14,297
総貸出金に対する比率	67.40%	66.24%

(注)中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

### 貸出金使途別内訳

(単位:億円、%)

種 類	平成22年9月末		平成23年9月末	
設 備 資 金	10,187	(49.1)	10,409	(48.2)
運 転 資 金	10,560	(50.9)	11,171	(51.8)
合 計	20,748	(100.0)	21,581	(100.0)

(注) ( )内は構成比率%です。

### 貸出金および支払承諾見返の担保別内訳

(単位:億円)

種 類	平成22年9月末		平成23年9月末	
	貸出金担保別内訳	支払承諾見返担保別内訳	貸出金担保別内訳	支払承諾見返担保別内訳
有 価 証 券	22	62	38	54
債 権	106	42	103	46
商 品	3	-	12	-
不 動 産	2,554	13	2,664	13
そ の 他	49	1	66	0
計	2,736	119	2,885	115
保 証	11,995	109	11,995	118
信 用	6,016	6	6,700	7
合 計	20,748	236	21,581	241

### 貸出金の残存期間別残高

(単位:億円)

種 類	平成22年9月末	平成23年9月末
貸 出 金	1年以下	4,605
	1年超3年以下	2,135
	3年超5年以下	2,708
	5年超7年以下	2,208
	7年超	8,906
	期間の定めのないもの	183
	合 計	20,748
うち変動金利	1年以下	4,203
	1年超3年以下	881
	3年超5年以下	1,352
	5年超7年以下	762
	7年超	2,251
	期間の定めのないもの	183
うち固定金利	1年以下	401
	1年超3年以下	1,254
	3年超5年以下	1,356
	5年超7年以下	1,446
	7年超	6,654
	期間の定めのないもの	-
		78

(注)変動金利及び固定金利の残高につきましては、平成23年5月の勘定系システム更改に伴い、基準の見直しを実施しております。

### 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

種 類	平成22年9月末	平成22年3月末	期中増減	平成23年9月末	平成23年3月末	期中増減
一般貸倒引当金	10,848	10,140	708	12,039	12,332	△293
個別貸倒引当金	14,211	14,821	△610	15,925	16,441	△516
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-
合 計	25,059	24,961	98	27,965	28,774	△809

### 特定海外債権残高

特定海外債権は22年9月末、23年9月末ともに該当ありません。

リスク管理債権

(単位:百万円)

種 類	平成22年9月末	平成23年9月末
破綻先債権	6,753	6,985
延滞債権	24,679	25,448
3カ月以上延滞債権	986	947
貸出条件緩和債権	25,734	28,220
合 計	58,153	61,602
総貸出金に対するリスク管理債権の比率	2.80%	2.85%

(注) 「破綻先債権」……元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。  
 「延滞債権」……未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。  
 「3カ月以上延滞債権」……元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金。  
 「貸出条件緩和債権」……債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金。

貸出金償却額

(単位:百万円)

	平成22年9月期	平成23年9月期
貸出金償却額	308	—

(注) 上記の貸出金償却額は、貸倒引当金の目的使用額を控除した後の金額であります。

金融再生法に基づく資産査定等の状況

(単位:百万円)

	平成22年9月末	平成23年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	13,226	13,629
危険債権	18,296	19,091
要管理債権	26,721	29,168
正常債権	2,048,783	2,127,996
合 計	2,107,026	2,189,885

(注) 対象債権……貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、銀行保証付私募債の合計額  
 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」……破産、会社更生、更生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権  
 「危険債権」……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権  
 「要管理債権」……3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない債権  
 「正常債権」……債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がなく、上記「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」に該当しない債権

個別貸倒引当金引当対象の不良債権情報

(単位:百万円)

平成23年9月末

	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先	合 計
貸出金等残高(A)	19,091	6,570	7,058	32,720
担保等による保全額(B)	10,911	3,797	2,117	16,826
回収が懸念される額(C)=(A)-(B)	8,179	2,773	4,940	15,894
個別貸倒引当金(D)	8,150	2,773	4,940	15,865
引当率(D)/(C)	99.6%	100.0%	100.0%	99.8%

(注) 1.上記のほかゴルフ会員権に対する個別貸倒引当金60万円を計上しております。  
 2.個別貸倒引当金は回収が懸念される額に対し、以下の引当基準により引当てております。  
 ①「破綻懸念先」……(現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先)  
 担保・保証等で保全されない部分から、回収可能見込額を控除した残額に対して、必要額の個別引当を実施しております。  
 ②「実質破綻先」……(破産等の法的又は形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に同等の状況にある先)  
 担保・保証等で保全されない部分に対して、100%の個別引当を実施しております。  
 ③「破綻先」……(破産等の法的又は形式的な経営破綻の事実が発生している先)  
 担保・保証等で保全されない部分に対して、100%の個別引当を実施しております。